

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成19年5月14日(月)

開会 13時30分

閉会 15時50分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 山根一枝委員長、丹保健一委員、竹下讓委員、井村正勝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

教育改革室長 中谷文弘 教育改革室主査 中原博 教育改革室主査 林良充

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室副室長 横田浩一

人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室主査 岡村芳成

学校教育分野

小中学校教育室長 竹郷秀樹 小中学校教育室副室長 土性孝充

小中学校教育室指導主事 藤原成枝

生涯学習分野

スポーツ振興室長 川畑 幸永 スポーツ振興室主査 野村知広

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第4号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について	原案可決
議案第5号 平成19年度三重県教科書用図書選定審査会委員の任命について	原案可決
議案第6号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について	原案可決
議案第7号 職員の人事異動について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成20年度三重県公立学校教員採用選考試験の実施について

7 審議の概要

・開会宣告

山根委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成19年4月19日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下議委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第7号は人事案件のため、報告題1は意思形成過程のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第4号、5号、6号を先に行い、その後、非公開の議案第7号、報告題1の順に審議することを確認する。

・審議内容

議案第4号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について（公開）

（教育改革室長説明）

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により、教育委員会の議決を要する。それがこの議案の提出する理由であるという事で次の頁を御覧下さい。

1頁ですが、指定する学校が紀南高等学校です。指定年月日は平成19年6月1日から2年間でございます。3頁ですが、紀南高等学校長から教育委員会宛に学校指定申請書が出されております。その指定の理由でございますが、四角の枠内に簡潔にまとめてあります。その5行目ぐらいの“そこで”という所からですが、平成17、18この2年間、文部科学省のコミュニティスクール推進事業、これは研究指定事業ですが、この研究指定を受けまして、学校運営協議会制度が紀南高校の課題解決に有効かどうか研究してまいりました。

その結果、地域住民と一体となった学校づくりの推進に結び付くという結果に達したという事で、今回指定申請書が高等学校長から提出された次第でございます。なお、高等学校から出された推薦書の中で委員は、11名を推薦してきております。これにつきましては、5頁でございますが、年度末の委員会を受けまして、三重県立学校運営協議会取り扱い要綱を定めました。この要綱の中では、年度末の委員会で頂いた御意見を踏まえ、第7条として児童生徒の意見の聴取に係る規定を設けております。これも含んだ上で紀南高等学校としても運営協議会に関する要綱を定め、児童生徒の意見を定期的に聴取するという規定を盛り込んでおるところでございます。以上です。

【質疑】

委員長

説明の中にも、第7条の所で児童生徒の意見の聴取という事に触れられていましたが、前回定例会でこの議題に関して、生徒さん達の意見が取り入れられるようなシステムにならないでしょうかという意見がありました。委員の方どうでしょうか。

竹下委員

これでは具体的に分からないですね。この委員には先生は入らないのですか。普通、先生の言う事も、当事者ですから聞かないといけませんし、常識的に考えれば少なくとも先生方も委員になって当然だという気がするのですがその辺はどうでしょうか。

教育改革室長

委員としては、まず学校長を委員として考えております。それから生徒、教職員それぞれ定期的に意見を聞く場を設けるという事で、紀南高等学校の運営協議会設置要綱の中で盛り込んでいるという事でございます。

竹下委員

校長というのは、いわば経営者です。この運営協議会というのはそういう経営者や、その経営者の上にいる教育委員会に任せるだけではなくて、地域でいろんな発想の基に運営をしていこうということで、校長先生というのは先生の代表になれるものではなくて、先生は先生、校長は校長と分離して考えないといけないと思います。その時に先生も生徒と同じように意見を聞くというだけでは非常に弱いと言うか、当事者に当然ならないといけないと思います。その辺、検討はされたのですか。

教育改革室長

前回の委員会を経まして検討させて頂きました。とりわけ生徒を委員とする事につきまして、この運営協議会の出来た主旨、それから当時の文科省の国会答弁の中で、生徒の意見を聞くという事は必要であるけど

も、委員として適切かどうかは想定していないという事でございます。とは言え、年度末に御意見頂いた事もありますので、紀南高等学校と充分協議させて頂いた上で、紀南高等学校側としては紀南高校の要綱の中で生徒の意見を定期的に聞く場を設けるといふふうに入れております。そういった意味では年度末の委員の方々の意見を充分尊重させていただいたと考えております。

委員長

生徒さんの意見を聞くチャンスがある事はいいのですが、竹下先生がおっしゃったのは、教職員の方の事ですよね。その質問に対してお答え下さい。

教育改革室長

教職員につきましては、現在4頁に委員の案が出されてきておりますけれども、教職員を含めるかどうかにつきまして、再度、学校側と調整をさせて下さい。学校側としては今11名の委員を選んでおりますが、委員会規則の中では委員は15名以内とするという事になっておりますので、今の意見を十分学校側に伝えながら調整をさせて下さい。

教育長

今回の学校運営協議会の特色として人事権があります。該当者である教員が委員に入っているのはまずい。だから意見を聞くのは当然必要であっても、1つ外側でないはずだと思う。

竹下委員

これは言わずもがなの事ですが、元々の北欧やイギリスの原型を見ると、これは当然先生も生徒も当事者ですけれども、人事権を握っているのは校長だと。教員は握っているわけじゃない。だから自分達の事です。教員に人事権を握らすという事も当然必要だろうと。

多数でなく少数ですけども、自分たちの先生を選ぶのですから生徒もそこに加える。あるいは自分達はどういうことを教わるかっていう事を決めるのですから、当事者を入れる必要があるという形で、北欧の国々やらヨーロッパのいくつかの国々では両方とも入っています。

日本ではそれが国会審議の時も教員は別に検討していない。生徒は入れられたとありましたけれども、私の記憶では、教員については今も審議はそれほどしていないはず。自分達の首の問題などいろいろありますけれども、教員を2人ぐらいは入れておいても教員側の意向を受けるといふ形でいいのではないかと私は思いますね。生徒はともかくとして。

教育長

中谷室長、これまでに教員が委員になるという事を想定したような議論はありますか。

教育改革室長

実は、地教行法の改正された時に文科省次官から各県宛に通知が来ております。特に学校運営協議会委員についての文書なんですけれども、3点ございまして、1点目は学校運営協議会は学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続きに關与する一定の権限が付与される機関である事から、その委員については設置者である教育委員会の責任において人選が行われる、任命されるものである事と書いてあります。尚書ですが、尚、地域の住民、保護者以外の委員については学校運営協議会が設置される学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されるという文言が入っております。全国でも学校長自身が委員に入ってる所もあれば、入ってない所もあるという事で、この点につきましては、地域の実態に応じて決めればよいと考えておりますので、委員の発言の趣旨を踏まえて、学校側と調整させていただいて委員の意見を伝えるという事は最低限させていただきたいと思っております。

竹下委員

ちなみに北欧などは、校長は経営者ですから、こういう委員には大体入ってない。ただ学校運営協議会は、いろいろ意見を言う機関、あるいは決定権者ですから、委員は校長より教職員の方がいいのではないかと私は思います。

井村委員

あくまで決定権者は校長。

竹下委員

校長。だから執行機関と知事と議会みたいなものですね。知事は議会のメンバーではない。ただし案は出す。同じように委員会では、校長が提案したものを決めてく。

井村委員

校長が出したものを校長が決める。

竹下委員

だから日本流でほんとうにしょうがないかなという気がしますが、校長が入るということは、校長が出して校長が自分で仕切っていくわけでしょ。校長が提案して校長が決める事になりますから、この協議会が実質的にあまり機能しないのではないかと思います。

委員長

私は一般の感覚としまして、校長先生が人事権を持って先生方を選んでいるようにまでは思っていないんです。校長先生を含め教育委員会の方が選んでいるような気がします。

校長先生の任期が少ない場合は、その校長先生よりも実態とか地域の事とか分かっている方も居るような気がしますから、教育委員会はそういう点を調整して人事し、校長先生が一人ではなかなか攻めにくい所はこの協議会として発言をする。実際は任命の権限を持ってらっしゃる所にそういう機能が果たせるのかなという気がしますが、どうでしょうか。

副教育長

今のところ、各個人の委員についてはあまり言わない。地域をどうやって活性させるかという辺りを中心に議論を進めている。校長も入っていますが、校長が引っ張っていくというよりも他のメンバーは、充分いろんな御意見を言って頂ける方だと思います。この中で、校長抜きで教員だけというのはなかなか難しいかと思しますので、一般教員が入った方がいいかどうか、それはまた、学校の方と相談させて頂いて、出来るだけ学校のやりたいようにしてもらおうのがいいのかなと思うのが正直なところです。どうしても教員を入れよと言うのもなかなか言いづらい面もありますので、こんな声がありましたけどどうですか、というような程度でよろしいでしょうか。

委員長

一度決めてしまったら、その通りルーチンになっていきます。それよりはむしろ、今の地域の実情に合わせて一つのプロジェクトを考え、こういう人達がいるから集めようというのがあって、地域も変わってきます。次にまた何か学校のニーズが出た時には、それに合わせたカラーが出てくるというようなフレキシブルに変わっていきけるようにしておくのもいいですね。どうでしょうか。

井村委員

先程、校長が提案をすると言うような話がありましたが、そういう提案をされるのは校長でしょうか、それとも教育長ですか。校長が提案して、最終、教育長が決めるのですか。

教育改革室長

例えば、学校で決定した教育課程、基本的な教育方針といったものを学校長がこの協議会で提案する事になるわけです。ただし、決定はあくまでも合議制機関である協議会で決定するという事です。

委員長

教育長さんとか中学校の校長先生は入ってらっしゃいますよね。でも小学校の校長先生は入っていませんよね。そういうところも学校側がビジョンに基づいて学校運営をしていきたいというメンバーを必要に応じて決めているのですね。

竹下委員

この協議会では、具体的にどういう事を決めるのですか。

教育改革室長

具体的には紀南高校の運営協議会の要綱で決めています。まず学校運営の基本方針に関する事です。具体的には全ての県立学校で取り組んでおります、年度当初に策定する改革方針もこの場で承認してもらいます。あとは教育課程の編成に関しての事、それから学校の予算に関する事、予算の全体像は決まっておりますけれども予算の配分をどうするかといった予算に関する事、こういった事をこの協議会で承認を得ようという事でございます。

竹下委員

1年生は何を習え、2年生は何を習えといった、教育課程というのは会議で決めるという事ですか。

教育改革室長

そうです。

竹下委員

そういう事からいけば、やはり先生が入っていないと困るのではという気がします。この方々でこういう事を申しあげていても、そもそも先生達が対応できるわけではないだろうし、となると、当事者である先生達が非常に重要になってくると言えますけどね。

委員長

追加で質問ですが、例えば教育課程なり、予算なり、基本方針なりをこの運営委員協議会の場でプレゼンテーションをする時は校長先生が全部するのか、それともその担当の方がこの場に来てプレゼンテーションをするのでしょうか。

教育改革室長

その細部はまだ詰めておりませんが、他校の例では、当然、担当教員も出席しますので必要に応じて担当教員も説明する事もあると思います。

竹下委員

この協議会は、実質的には担当教員がやれる事を承認するだけ、という考えでいい。

教育改革室長

最終的には承認をします。

竹下委員

自分らでこうしようと、自分達の地域の高校生活には、こういう事をぜひ勉強してもらいたいという形でカリキュラムを決めるのか、それとも先生達がこういうカリキュラムでやっていきますという提案をしてそれを承認するのかという違いがあると思います。

教育改革室長

両方ありますので、要望もしますし承認もします。言葉足らずで申し訳なかったんですけども、学校教育目標実現の為の適切な教育課程の編成について要望し承認すると書いてあります。こういった項目も紀南高校は入れています。

竹下委員

誰に要望するのですか。

教育改革室長

協議会としての学校側に対する要望です。そういった要望も必要に応じて行くと。

委員長

個人の各委員がですか。

教育改革室長

協議会として要望をまとめるという事もあり得ると。

竹下委員

決定するのは誰。

教育改革室長

協議会で要望を決定する。そして承認するという事です。

丹保委員

よく分らない所がたくさんあります。この協議会で決めるのかと思うと承認して要望する、決めるわけでもないのかなと思うのですが、でも決めるんでしょう。

副教育長

カリキュラムが教育課程ですけども、1年通して使いますよね。そうすると、例えば今度の何が何単位とか細かい部分が出てきますよね。最終案を提案するのは学校の方になるのかと。ただ、こういうふうな事を入れたらどうですかというような、特別にこの地域はこういう授業が必要だというふうな要望も協議会としてはしてもらいたい。それを受けて原案を作って再度、協議会で議論いただいて最終的にどれがいいですねという承認をしてもらおう事になると思います。

教育長

要望というか、要は出来上がりを後追いで承認して下さいというのではなくて、作る前の段階からいろいろ議論をしながら、それを基に原案を作って行って、それを承認決定するという事ですね。承認という言葉も要望という言葉もあまり主体性がないようなもので、協議会は、もうちょっと関わってくるのではないかな。

竹下委員

例えばこの紀南高校で理科の勉強をすると。理科というのは物理、化学、生物、地学とかありますよね。紀南高校にとっては、生物が絶対に必要なんだ、ここに重点を置いてやりましょう。物理っていうのは、極端に言えばどうでもいいというふうな事をこの協議会で決めるのですか。それとも、社会科はこんなふうで理科はこんな事を教えますという事を承認するだけという事になってくるのか。英語にしても、英語はどういう所まで教えるか。しゃべればいいのだから、文法より会話だけに重点を置いていきましょう。英語の先生もしゃべれる先生を集めましょう。高校3年間で何とかしゃべれるようにしましょうというような事をこの協議会で決める事が出来るのか。それとも、そうじゃなくて協議会で決めたものを基にして、その中にちょっと工夫を出来るという事になっているのか。

教育改革室長

難しい質問ですが、教育課程の編成に関する事は決めると。今、委員ご指摘の内容については、例えば教科の指導内容にまで関わってくる事まで承認が必要なのか、という趣旨ですね。

竹下委員

おそらくこの人達にとって重要なのは、そういうふうにする事ができるという事でしょう。カリキュラムの中で決める事であれば、例えばの話、英語というのは、受験英語じゃなくて生活英語であると、だからしゃべればいいんだという事です。教育に凝る人達はおそらく興味はあるだろう。となると協議会でそういうふうな英語の中身をガラッと変えてしまう事になりますけども、そういう事を提言して決定する事が出来るのか。それとも、もう一応決まった中で、ほんのちょっと、英語の時間1時間増やそうとか30分増や

そういう程度ぐらいのものなのか、それはどちらなのかという事を聞いています。

教育改革室長

それは学校が提案する教育課程の編成の中で、1年生で英語を4単位とかそういった評価の表が出てくるわけですね。それに則って例えば、協議会の委員の中から英語の内容はどうかのっていうご質問、やりとりは当然その中であろうかと思っていますので、例えば、英語に関してそういった質問が出てきて学校とのやり取りの中で煮詰まってくれば、ここで承認という事はあり得ると思っています。

竹下委員

もうしゃべれるだけにするという事もあり得る。

教育改革室長

教育課程一覧を出して形だけの承認だけでなく中身に関する議論をここではあり得ると。

教育長

学習指導要領はどのようなのですか。

教育改革室長

当然、学習指導要領に則っての話でありますけども。

竹下委員

学習指導要領を最低限守ってね、後はもう英会話に重点を置くような事になってくると、人事権まで影響しますよね。英語がしゃべれる先生でいいと、だからそういう先生よこしてくれっていうような事になってきますからね。

教育改革室長

教科の指導内容の中身に関する事ですので、教育課程の編成とまた別個に指導内容の所で議論が出てくるかと思っています。

井村委員

この議論、誰が責任取るかという事ですよね。我々も結局同じ事をしているのかもしれないのですが、合議性という事は、結果としては誰も責任を取らないという事になるわけです。実は、我々よくやっているんですけどね。で、何か起こった場合に会議で決めたという事を言うと、それは、どのメンバーでどうやって決まったっていうのがものすごく希薄になってしまって、結局、責任は誰もない。逆に言うと隠れるためにやるというような事になる。

仮に竹下先生がおっしゃる、こういう事を決める議論して、最終、校長が責任を取って、例えばうちの学校は会話だけにしよう決めましたということになると、それは校長の責任になるわけですね。一人の責任になる。議論した内容がどこまで校長が取り上げたかという事にもよるわけですが、それは極端に言うと、校長だけが賛成であと全員反対でも構わないわけです。多数決では決められませんから。

竹下委員

教育委員会の責任になってきますよ。英会話だけと決まった場合に、我々がその手当てをしなればいけないことになります。

紀南高校については、英語がしゃべれる先生だけを揃えるという形になるとしたら、それによって人事権が相当影響を受けるわけですよ。

井村委員

校長の責任という事ではなくて教育長の責任です。

竹下委員

その時にここに教員のメンバーが入っていれば、先生は、必ずしも英会話がしゃべれる訳ではない、英語は本を読む事も重要なんだとか、そういういろんな状況を説明ができる。

井村委員

違った意見が出てきましたね。

竹下委員

そういう事が今の教育についても説明できるわけですよ。勿論鮮明ではないかも分らないけど、委員としては違うでしょ。ここで決まった事について、校長が責任を負うというだけではなくて、我々も責任を負って、その意向をバックアップしなければいけませんよ。

副教育長

前回進めていただいた、この学校運営協議会設置に関する規則の第二項で「協議会は学校運営に関する教育委員会及び校長の権限と責任の下」という事から続いておりますので、最終的には教育委員会と校長が権限と責任を持たなければならない、だから最終は教育委員会が協議会も指定をしますので、最終的には責任とは言えば、まずは校長、さらには教育委員会という事になると。

竹下委員

そうでしょう。それで人事権も縛られるという事も。

副教育長

そういう意見というか、協議会からの意見を聞くわけですね。さっきおっしゃったカリキュラムの部分でもですね、そのようにしたいんですというような事が出てきて、教育委員会として最終、ゴーを出すかどうか・・・

竹下委員

ゴーを出さなければ何のために協議会を作ったんだという、不満の種を作る事になってくるわけでしょう。

副教育長

もう1つはですね、まずはこの教育課程の編成は、学校教育目標実現のために教育課程を編成しますと、こういうふうな文章がありますので、そのためには紀南高校はどういう学校を目指していくということがまず出てきますね。それで基本方針案があって、それを受けて、とにかく全員英語をしゃべれる学校にするというのが大きければ、それで教育委員会でもいいですよとすれば、後はそういう人も雇い入れていかないといけません。

竹下委員

それが出来るのならいいのですよ。

副教育長

ただ、地域的に縛られますので、人事が実際にできるかどうかというのは若干難しい。

竹下委員

だから、そういう要求ではなくて、そこの生活、レベルに合ったようなカリキュラムをとった時に、教育委員会がバックアップできるというのなら別にいいのですが、そうではなくて、いろいろ制約をするんだという事になってくれば、せっかく作った家がなくなる、メンバーになった人の不満をどんどん増長させるだけになりますから、聞いているのですが。

委員長

私は素朴に、学校協議会を指定する必要性がどこにあったのかというところの原点を考えた場合に、地域に密着して、生徒が自らこの地域で自分達がしっかりと地域に根ざして生きていきたい、安全で安心な素敵な地域を作りたいという意欲に燃えた前向きな生徒さん達を作っていきたいという、根本的なところがあるとしたら、今までは全て文部科学省が薦めた学習指導要領に則って平均化されたものを教えていただいているだけなので、結局、あまり地域愛も育たないし、そういうところの溝を埋めるためにこういう事が必要になってきたと思います。

本来の目的が実現されるようになるためには、ここの場で仕掛けを作っていく。例えば、ごみ1つない綺麗な街を作るにはどうしたら良いかや、起業で町興しみたいに、その地域の資源を使ってビジネスをして、なんとか街を元気にしていくなど、そういう発想の若い人達がインターネットも使ったりしながら、新しいベンチャー精神・スピリッツで入っていける余地がある素敵な画期的な運営協議会になって欲しいと思います。

そのためには、そういうメンバーの方達が、ただ文句だけ言うだけとか、ただ要望するだけでなく、一生懸命言えば言うほど、学校、地域が一体になって進んでいくような、例えば、じゃあやるって決めたら自分達もやりますよ、一緒にやってみましょうよ、じゃあ職業体験をうちで受けますよとか、なにか祭りなど一緒にやってみようとか、学校祭を地域と一緒にやってみようとか、この委員達も巻き込んでやってみようという路線にしていけないといけないと思います。

あまりにも平均化し過ぎるがために特色がないような、何かいくつ作ってもあまり効果のないような物を作っても意味がないと思うので、竹下先生がおっしゃるような何か起きたり何かした時の事も勿論大事ですけども、それよりもせっかく意図、目的を持って作るのですから、何とかもうちょっと教育委員会が、腹を据えてもっと応援する、エールを送って、積極的に活発にどんどんやっていってもらえるような形で何とかできないのでしょうか。ただ作ったものの、結局は、この会はあってもなくてもあんまり変わらなかったというように、効力がないような委員会ならやり直さなければいけないというようなことになるのではないのでしょうか。それこそ第三者評価、教育委員会がどう評価をしていったらいいのか。

竹下委員

第三者評価よりはこういう運営権を作る、運営権を渡すという事でしたらね、教育委員会は相当手を引かないといけません。ただ責任を云々よりは、例えば、さっき英会話で言いましたが、英会話に重点を置きたいんだという事になってくれば、それならばあなた達で先生を探して来いというぐらいにならないといけません。

免許があるうがなかるうがそれはいいと、非常勤でやりましょうと、だから英語の先生をしゃべれる先生をもって来てやればいいじゃないとか、何か他のこと、例えばお祭りを学校が地域一体になってやりたいとか、それでいいと思います。社会科の中で祭りという事に重点を置いてみんなで一緒になってやってみようよという事をここで決めた場合には、教育委員会としては、よっぽどの事がない限り、全部認めます

という形で権限を委譲しないといけない。その代わり全部任せる、その代わり責任を負って下さい。予算は、今までの一定枠は全部渡します。あとその中で校長の給料からも全部その中で決めて下さいという位にしないと効果が出ないと思いますね。

そうでなく、こちらが今まで通りの形でやろうという場合には、バックアップしますよ、前端的に協力しますと言うからは、物凄く大変になると思いますけどね。だから、作る限りは、今委員長が言ったような全部権限委譲という形でやってしまうならば大賛成なんですけども、そうでない中途半端にするというのは、ちょっと作らない方がいいんじゃないかなという消極的な意見になってきます。

委員長

私達の望む事は質の向上であり、やる気を引き出す事でありますから、そのためにはどうしていったらいいかという事だと思います。運営協議会は、ゴーサインを出したからには効果のあるようにやっていただきたい。

竹下委員

だから私は、そこはできるだけ権限委譲しなさいという事を言いたい。

教育長

今、最後に竹下委員が言われた事、ほんとに大事な事だと思いますし、究極の目的というか狙いはそういうところにあるのだと思います。だからシステムとしては、そういったことが可能なシステムになっているはずなんですけど、学校も含めてそこまで認識してるかということ、もうちょっと今日頂いた意見などをきちんと伝えて気合入れてやっていただかないと、形式的なものになってしまう恐れが十分にあります。

まさに新しい時代の公ですね、いろんな方々に公を担ってもらおうという、典型的なというか象徴的な事業になると思いますが、ここで、それだけ技術的に持っていけるかと言うと、ちょっと教育委員会も含めてある程度サジェスチョンしないといけないかも分かりませんが、紀南高校が日本でなかったような事が出来るように、しかも協議会が主体となってできる事も含めて、制度を導入した意味が出てくると思います。

竹下委員

ちょっと蛇足をしておくんですけど、この原型の例えばデンマークなんかでこういう事をやってる学校などを見に行きますと、生徒が大体委員になっていますが、平均9人位で5人は大体立候補ですが、親、お母さん方で、2人が先生、2人が子ども達っていうのが一般的です。

そこで例えば子ども達が日本語を勉強したいなという事を提案して認められた場合に、言いたしっぺが責任を取って先生を探さないといけないのです。ほんとに探しているのです。それで給料をみんなで決める。一定枠の予算をもらっていますから、その中で全部消化される。それで自分達で日本語の先生探しに行って先生にしたりしています。それをやっている学校自体も活気が出てきますし、子ども達も自分でやったというようになってくると一生懸命勉強しますし、それに地域の方がやってくれば、地域も学校をどんどん活用するようになってくるでしょうね。ただあまりにもお仕着せになってくると、委員長が言ったように結局は何もないというような事になってしまうでしょうから、くれぐれもそういう事がないように教育長が巧くもっていけるような形にしてもらえばと思っています。

【採決】

- 委員長裁決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第5号 平成19年度三重県教科書図書選定審議会委員の任命について（公開）

（小中学校教育室長説明）

平成19年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について別紙の通り提案する。三重県教科用図書選定審議会の委員については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第5項の規定により三重県教育委員会の議決を要する、これがこの議案を提出する理由であります。

次の頁に平成19年度の教科用図書選定審議会の名簿案が作ってございます。2頁の下の段になりますが、義務教育諸学校の無償措置に関する法律施行例に第10条第1項の第1号委員として4名の方がその1頁に記載してございます。内訳は公立小中学校の校長先生2名、教諭2名をお願いしたいと考えております。

同じく第2号委員としては、10名となります。県内10の採択地から各地区を代表する委員として教育長や教育委員会をお願いしたいと考えております。

同じく第3号委員として、三重大教育学部の先生と保護者代表として三重県PTA連合会の役員さんをお願いしたいと考えております。なお、任期は平成19年8月いっぱいとなっております。

この審議会は、県教育委員会が採択等につきまして市町と教育委員会等に指導、助言または援助を行う際に意見を伺う機関として毎年度設置するということが、義務教育諸学校の無償措置に関する法律第11条第

2項、2頁の上段になりますが、ここに書かれています。

今年度の審議内容でございますが、今後の小中学校の教科書の採択に向けまして、教科書採択に保護者の意見を十分に反映するための方法について、あるいは採択過程の情報公開のあり方につきまして、教科書会社の営業活動等への対応につきまして、そして教科書採択制度の趣旨につきまして等、各委員さんの方から意見を伺いたいと考えております。今後審議会で出ます意見を基にしまして、教科書採択の手続きが一層、公正で適正なものとなりますように、市町の教育委員会に助言をしていきたいと考えております。本日の内容につきましてご審議いただきまして、議決され次第、審議会開催の準備をしていきたいと考えてます。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

竹郷室長、今年度の予定はどうなっていますか。

小中学校教育室長

小中学校の検定本については、今年は採択替えがございません。来年が小学校の採択替えになります。21年度が中学校となります。昨年は107条図書の調査報告を作成しましたので、今年度は新たなものを作成する予定はありません。そういう中でいろいろな採択全般につきましてのご意見を頂戴したいと考えております。昨年、特殊指定ということがなくなりました。こういう事をご理解いただいて説明したいと思っております。

昭和22年に、独占禁止法が出来まして、教科書につきましては一般指定というのがありました。そのあと昭和31年にその独占禁止法に、特殊指定という事が設置されました。公正取引委員会が指定したんですが、中身は金銭とか物品とか供与とか、教材、教具あるいは他の教科書会社への誹謗中傷を禁止するというのが昭和31年に出来ました。そして平成15年、10月に本県で贈収賄事件が起きました。そこで平成16年の2月に県教育委員会から各市町村にこういった通知をしています。1つは、国からさっき言いました独禁法の一般指定、特殊指定に基づいて、金銭とか物品の供与あるいは他社への誹謗中傷はいけないという事を再確認する通知です。2つ目は県独自の役割と言いますか、さっき言いました15年の事件を受けましてですね、三重県独自の規制を設けました。その中身は、特殊指定から除外されていたもの、例えば、リーフレット、パンフレットあるいは機関誌、手帳やカレンダーなどを禁止する。名刺のみしか受け取らない。そういった事は、独占禁止法の特殊指定の中にも書いてないのですが、三重県はそれ以上に厳しい規制を16年の2月に発しております。

その後、昨年18年5月1日に特殊指定という事が廃止になりました。それで文科省から19年の1月に通知が出ました。内容は3点ありまして、1つは、一般指定によりまして金銭とか物品の供与あるいは供与の禁止、他社の会社への誹謗中傷は引き続いて禁止するといった事、2つ目は、文科省の方からは社団法人の教科書協会が新しく教科書宣伝基準を作りまして、これを守ること。内容はさきほど言いました金銭物品の供与とかあるいは他社への誹謗中傷といった事ですね。教科書協会自ら規制を作ったのもありました。3点目は、文科省から教科書発行社に対して通知が出まして、自宅訪問の禁止とか、あるいは見本の配布が禁止されました。今回こういうふうないろいろな流れを受けまして、三重県としては、公正で適正な採択の実施に向けてどうしていくべきかという事を、これまでの県の取組みを紹介しながら、選定審の委員さんの方からもご意見を広く伺いたいと考えております。

教育長

5ヵ月の任期で設置するのですか。

小中学校教育室長

はい。8月いっぱい任期となります。

教育長

何回この会議を開くのですか。今、言ったようなことだけを行うのですか。

小中学校教育室長

そうです。今年度は1回の開催を考えています。

教育長

そもそも毎年設置しなければならないものなのですか。

小中学校教育室長

そうです。

教育長

今みたいな問題がなかったらどうするのですか。任命だけして会議を開かないということがあるのですか。

小中学校教育室長

選定審議会自体は、さきほどの2頁の方なんですが、上段の方にこの教科書の無償措置に関する法律の第

11条の第2項に、選定審議会を毎年度設置をするということが書いてございます。三重県でこういうふうな選定審議会が開催されないという事はまずないと考えております。

竹下委員

だから開催しても単に意見を聞くだけでしょ。また意見を採用する時には、また新しい委員に集まってもらって意見を聞いて、むしろその新しい意見、委員の意向を基に教科書を決めていくわけでしょ。という事は、ここで意見を聞いても殆ど役に立たないということになりませんか。意見を聞くだけですよ。

教育長

今回の採択のあり方についてですか。

竹下委員

このメンバーに集まってもらって意見を聞いても、それは半分意見を聞くっていう遊びに過ぎないのではないですか。

小中学校教育室長

いろいろな事を考えていますが、例えば三重県がずっと取り組んできました保護者の意見を十分採り入れるという事があります。採択地区は県内で10ありますが、保護者の各地区の採択協議会への参加も年々増えており、17年度は37名となっています。しかしながら、保護者から意見が出にくいとか、なかなか意見が反映されにくいといった各地区での課題等もお聞かせいただいて今後施策を考えていきたいと考えております。

教育長

今年は具体的な採択がないから地域・地区の採択協議会は開かないということですか。

小中学校教育室長

はい。

教育長

開かれないという事は、県のこの審査会は開催がされて、ここで意見交換してまとめられた意見は次年度以降のその採択協議会への反映というが、その意見はどれだけ出ているのですか。

小中学校教育室長

今申し上げました採択のいろんな規制がありますけども、この規制につきましてご意見をいただいてそれを今度、市町に流していきたいと考えています。当然来年を待たずに今年度から決まった事は通知で各地の方に流していきたいと考えています。

竹下委員

もう一度念を押しますけども、実際に教科書を定める選定をする際には、また新しいメンバーを作ってその人達の意向意見を聞いて、その人達の審査の基に決めていく訳ですね。

小中学校教育室長

教科書の採択ですね。それは今年ないのですが。

竹下委員

じゃあこの人達は採択地区を決めるのですか。

小中学校教育室長

本来、県の選定審議会は、昨年度はあったのですが、調査員をまず決めていただきます。それからどんな事を調査していくんだというような調査項目、例えば県全体として正当性とか教科書の発展性とか印刷の適正さとかそういった事、あるいは、採択要領、昨年であれば107条図書を使用する場合には順番と言いますか、まず下学年の検定本が使用が適当なのかとかあるいはそれが難しい場合は著作本を使用することがどうなのかとか、そういうような順番とか大まかな手順を決めていただきます。

初めにそういった県の選定審議会がありまして、それを受けまして今度は、各採択地区へ、選定審議会で作成しました教科書選定に関する参考資料を配布します。作成自体はさっき言いました調査員が作成するんですが、全部の教科それから全部の出版社を基に作成しまして、これを各採択地区に配布をしてこれを基にして採択地区の方でもう1回また調査していただくという運びです。

教育長

本文第10条に書いてあります通り、都道府県における審議会は、1つは県立の特別支援学校の教科書を採択する時はこの審議会で決めますよと、もう一方では義務教育、市町の教科書採択について勿論そこに協議会が設置されるわけですが、小中学校はここと決めないわけですね。

竹下委員

次の教科用図書を定める時にこの審議会のメンバー達は、そもそもどういう働きをするのですか。今年は何もありませんよね。

小中学校教育室長

今年に関しては、さきほど言いましたいろんな一般指定、特殊指定を受けて、県としては平成16年の通

知がありますけど、それを見直していただく事が中心になります。

竹下委員

今年のメンバーは何をするのですか。平成19年度のこれからの半年間はその人達は何をするのですか。

小中学校教育室長

さきほど申しあげました特殊指定、一般指定を受けて、16年の通知を見直していただきます。

竹下委員

いや、次の教科用図書を最終的には選定しますよね。そこまでの結び付き方、このメンバー達は、そこに結び付くのに何をやるのかなという、それがまだ分らないわけです。

小中学校教育室長

それに関しましては、教科書会社のいろいろな宣伝活動等に対して、規制を今年の内で作っておきましょうというような事が今年を中心になります。そして、来年度また小学校採択になりますから、新しい選定審議会の委員さんを来年の4月初めに決めていただいて、そこに反映させていただくことになります。

竹下委員

来年度ではなく、今年、この人達は何をしますか。

小中学校教育室長

県がここ数年、公正な採択に向けましてやってきた事につきまして、ご説明申し上げその事についてご意見をいただくと。

竹下委員

そもそも、設置が義務付けされているということは、どこの条文でしょうか。条文を探していますが分かりません。本当に設置は義務付けられているのかという疑問があります。

小中学校教育室長

2ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第11条にあります。

竹下委員

三重県教育法規集で言うと何ページですか。そういう審議会の設置を義務付けてもあまり意味がないような気がします。本当に義務付けられているのですか。

小中学校教育室長

この本は県の条例等が書いてありますが。

竹下委員

しかもこれ、施行令だから委員の選定の仕方などを含めているのですが、設置の義務付というのは施行令じゃないですね。

教育長

毎年度って書いてある事が厄介ですね。これがなければいいですけどね。必要な時に応じて設置する。なぜ毎年度なのかな。

竹下委員

法律になっているのですね。それでは置かないとしょうがないでしょう。

教育長

選ばれた委員の皆さんも戸惑うと思う。今年議論いただいた事は、次年度以降の教科書選定にこういう形で反映しますという事をしっかりしないと、混乱に終わってしまうかもしれない。全く何も具体的に教科書の選定がない年というのは、頻繁にあるのですか。

委員長

藤原さんですか。もしよかったですら発言してください。

小中学校教育室指導主事

失礼致します。教科書のサイクルは4年間の周期で行われています。編集がありまして次の年に検定がありましてそれから採択がありまして実際に使うという流れがあります。その中で107条につきましては毎年採択を行います。三重県の場合は同じサイクルの中で、選定資料を4年に一度作成してそれを市町や県立学校に参考資料として送付して採択するための援助をしているわけなんです。

今年度につきましては、107条の選定資料の作成も終わりました1年間あく年なんです。ちょうど平成15年度が同じようなサイクルの年でした。その時もやはり法律が変わりまして、採択は、それまで8月の半ばまでだったんですが、8月の調整期間を長くおくという趣旨のもとに8月の31日まで延びました。需要数の報告につきましても、9月中頃16日までにと法律が変わりまして、採択のスケジュールの見直しを行ったという事でございます。その年もやはり1回の審議会の開いております。しかし残念ながら先程室長が申しましたように10月に収賄事件がおきまして、急遽2月に臨時の選定審議会を開きまして、三重県として襟を正すという意味で、先程室長の方からお伝えさせていただきましたような、大きな4つの改善点を各市町村に示していただいて改善を求めていったわけです。

そういった取組の中で、今まで小学校採択があり、中学校採択があり、そして107条の選定を行って参りました。しっかりと市町のところにもお伝えして、採択協議会の中ではそれに向かって取り組んでいただいております。しかしながら、平成15年度の事件を受けまして、じゃあ実際にやっていった取組の成果はいかがなものであったか、そして実際に県は襟を正すという事で改善を進めましたけれど、実際の採択地域においては、どういった課題があり、どういった問題があるのかという所や、やっぱりこういったところはやり難いとかそういった事を、ざっくばらんに出していただく年が必要ではないかというふうに考えております。

採択に追われる年でございますと、すぐに選定基準であったりとかいろいろな作業に追われます。本当に何も無い年こそ、採択のあり方について日頃考えていただいているご意見を真摯に受け止められます。それから審議会につきましては、議論が少ないというようなご指摘もいただいております。そういった意味で今年度、16年度から取組んでまいりました事の決算も含めまして、あり方についてご意見をいただきたい。そして議論は決して1つに収束しないと思っておりますが、それもまた良しとして、今後さらにいかしていけたらというふうに考えております。

教育長

今年のような空白の時は、県によって違うわけですか。

小中学校教育室指導主事

近隣の県に確かめました。そうしますと、107条関係についてを空いている年に審議している県もございますし、本県のように採択のあり方について、選定基準など、いろいろ見直せる機会にして審議している県もあります。

丹保委員

先程のお話ですと普段仕事に追われてきっちり議論出来ない事が多いと、それについて今度やるとそういう事ですね。そういう意味であれば問題ないのではと思います。ただ単なる表面的な集まりだけでなく具体的な実質的な議論をぜひやっていただきたいのが希望です。

井村委員

そういう段階の趣旨が、選定委員会の方々によく納得していただければまあそれでいいのかなという感じがしますけど。

竹下委員

こういう方々を来年度も続けて任命すればいいのですが、今年はざっくばらんな意見を言ってそれに基づいて来年、本人達が動いてくれれば良いと思います。人が変わると色々変わってくるでしょうから。

井村委員

全く変わってしまいますのですか。

小中学校教育室長

毎年、同じ方が連続で選定審の方へというのは数人しかいません。

竹下委員

数人しかいない。

井村委員

教育長も変わったら変わる。

竹下委員

当て職だから変わってしまうか。

井村委員

教育長なんかほとんど代わりますからね。PTA連合会会長とかね。

竹下委員

会長、副会長は変わりますね。激しく変わる人ばかりだ。そういう時、忌憚ない意見を聞くときには、こういうメンバーではない全く違うメンバーを選ぶのも面白いかもしれません。実務的ではない全く批判的そんな人達を揃えるというのも面白いかもしれませんね。

委員長

趣旨に基づいて活発な議論がされますようにと期待したいと思います。

【採決】

- 委員長裁決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第6号 三重県スポーツ振興審議会委員の任命について（公開）
（スポーツ振興室長説明）

三重県スポーツ振興審議会委員の任命については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第13号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第5号の規定により教育委員会の評決を要する。これが議案を提出する理由でございます。

10頁をご覧ください。任を免ずる方は中川直樹 三重県中学校体育連盟伊勢市立厚生中学校校長および木戸口眞澄 三重県町村会前明和町町長でございます。それに代わって任命する方は佃善文 三重県中学校体育連盟現四日市立中部中学校、そして石原正敬 三重県町村会より菰野町町長でございます。なお任期は平成19年5月15日から平成19年9月30日いわゆる前任者の残任期間という事になります。

任免の理由でございますが、現在の第22期三重県スポーツ振興審議会委員の選任につきましては、平成18年5月9日の教育委員会定例会においてご承認をいただいたところであります。このうち第22期三重県スポーツ振興審議会委員に三重県中学校体育連盟からの推薦を受け就任してをいただいております中川直樹さんが三重県中学校体育連盟会長を退任をされました。並びに三重県町村会からの推薦を受けて就任していただいていた木戸口眞澄さんが任期満了をもって明和町町長を退職した事に伴い補欠人を選任する必要が生じてまいりました。このために3頁の資料によりますが、三重県スポーツ振興審議会委員の選任の方針等に基づきまして、該当する所属団体に推薦を依頼をいたしましたところ、このお二人が推薦された事から三重県スポーツ振興審議会条例第3条第1項の規定によりまして前任者の残任期間について補欠として選任するものでございます。以上でございます。

【質疑】

委員長

第6号はいかがでしょうか。今回は残任期間という事ですね。よろしいでしょうか。

井村委員

おやめになる中川さんは中学校体育連盟の長ですか。

スポーツ振興室長

会長をされておりました。

井村委員

会長をなさっておりましたよね。木戸口さんは町村会の会長ですか。

スポーツ振興室長

町村会に関しては会長さんではございません。

生涯学習分野総括室長

町村会さんはですね、各分野で各々分担を決めています。ですから、町村会さんの中のいわゆるスポーツ分野を担当という事です。

【採決】

- 委員長裁決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第7号 職員の人事異動について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告1 平成20年度三重県公立学校教員採用選考試験の実施について（非公開）

人材政策室長が報告し、全委員が本報告を了承する。